

令和 2 年 1 月 15 日

北山ふれあいのまちづくり協議会

## コピー機及び新印刷機の使用について

新しい印刷機の導入に伴い、従来のコピー機との使い分けが必要になってきました。

そこで、コスト面を考慮した使用ルールを定めましたのでお知らせいたします。

ご利用の皆さまのご協力をお願いいたします。

### 1 北山ふれまち協の資料を作成する場合

原紙 1 枚に対しコピー枚数が 20 枚以下の場合...コピー機を使用する

原紙 1 枚に対しコピー枚数が 21 枚以上の場合...印刷機を使用する

### 2 北山ふれまち協以外の資料を作成する場合（有料）

原紙 1 枚に対しコピー枚数が 20 枚以下の場合...コピー機を使用する（1 枚 10 円）

原紙 1 枚に対しコピー枚数が 21 枚以上の場合...印刷機を使用する

（コピー機より使用料が安くなります）

#### 北山ふれまち協以外の資料を作成する場合の印刷機使用料金

##### **用紙持参を原則とします**

原紙 1 枚に対し印刷枚数が 21 枚以上 1000 枚以下..... 2 0 0 円

原紙 1 枚に対し印刷枚数が 1001 枚以上 ..... 3 0 0 円

#### 利用料金の支払方法

当日の当番者に現金でお支払いいただき、領収書を受け取りください。